

横芝光町農業委員会 6 月第 3 回定例総会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 6 月 8 日(月) 午後 3 時～午後 3 時 4 5 分

2. 開催場所 横芝光町役場 第 4 会議室

3. 出席委員 (12 名)

会 長	4 番	萩原 智夫		
会長職務代理者	2 番	鈴木 忠夫		
委 員	1 番	宇井 久	3 番	土屋 正明
	5 番	大川戸 直美	6 番	佐久間 正好
	7 番	佐久間 幸子	8 番	長峯 高明
	9 番	越川 雅彦	10 番	行木 栄一
	11 番	小野 秀明	12 番	平山 雅英

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	古作 健二
主幹兼農政班長	林 栄

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について

日程第3 議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第4 議案第3号

令和2年度第3次農用地利用集積計画(案)の承認について

日程第5 議案第4号

令和2年度第2回農用地利用配分計画(案)の意見について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和2年6月(第3回)定例農業委員会総会を開催いたします。はじめに萩原会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	萩原会長挨拶
事務局	ありがとうございました。 続きまして、ご多用のところご臨席をいただきました佐藤町長から、ご挨拶をいただきます。
町 長	佐藤町長挨拶
事務局	ありがとうございました。佐藤町長におかれましてはこの後、公務のため、ここで退席となります。 本日の総会の出席委員は、全員です。会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては萩原会長に議長をお願いします。
議 長	これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することに、ご異議ございませんか。(異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 6番 佐久間 正好 委員 9番 越川 雅彦 委員をお願いします。 なお、会議書記には、事務局の林主幹を指名いたします。 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について、上程します。 事務局に議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について 農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求める。 令和2年6月8日提出 横芝光町農業委員会長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、売買による所有権移転3件、使用貸借権の設定1件の合計4件です。申請地①から④までの位置図を添付していますので併せてご覧ください。

1件目から3件目は譲受人を同じくする経営規模拡大のための所有権移転の申請となります。

このうち、1件目は、宮川字曲田畑1筆、24㎡

2件目は、宮川字曲田畑3筆、計601㎡

3件目は、宮川字柳原畑1筆、89㎡です。

4件目は農業者年金受給継続のための使用貸借権の設定で、中台字在松、牛熊字大辺田、谷台字西耕地の田5筆、計4,474㎡です。

申請のありました4件につきましては、いずれも、機械の保有、労働力、営農状況などから3条許可基準に適合していると考えます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

議長 ただいま、議案第1号の朗読と説明が終わりました。
1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

6番 6番佐久間です。現地を確認したところ問題はありませんでした。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員よって、この案件については、原案のとおり決定いたしました。

2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

6番 6番佐久間です。この件も同じく問題ありません。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員よって、この案件については、原案のとおり決定いたしました。

3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

6番 6番佐久間です。この件も隣接地で問題ありませんでした。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員よって、この案件については、原案のとおり決定いたしました。

4件目の案件ですが、この案件の担当委員は私となりますので、私から説明させていただきます。

4番 昨日推進委員の鈴木さんと現地を確認しまして、水稻が生育しており現状問題なしと確認いたしました。以上説明を終わります。

議長 説明が終わったところで、質疑を許します。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員よって、この案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和2年6月8日提出 横芝光町農業委員会 会長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の5条の許可申請は、3件です。

申請1件目と申請2件目は譲受人を同じくする同一事業で、用途を資材置き場用地（鉄板、H鋼材）とし、売買により所有権移転するものです。申請1件目の土地は、遠山字小山、畑519㎡、申請2件目の土地は、遠山字小山、畑545㎡で、事業区域面積は1,064㎡となります。申請地①②と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、主要地方道成田・松尾線（芝山はにわ道）に接しており、松尾横芝インター入口から南へ約280mの位置にあるため、農地の区分は第3種農地に分類され、原則許可が見込まれます。また、隣接する農地はありません。

工事期間は、本年6月26日から10月31日までを予定しています。

工事費用には、全額自己資金を充てるもので、金融機関からの証明書等で資金調達できる見込みであることを確認しています。

申請3件目の土地は、北清水字三軒家前、田（現況：畑）498㎡です。申請地③と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、主要地方道横芝・上塚線の九十九里広域農道入口から南へ約500mの位置にあり、農地の区分は、第1種農地に分類されると考えますが、例外的に許可できる住宅の建設で、住宅建築面積83.63㎡、プレハブ車庫33.69㎡を計画しています。なお、一般専用住宅で転用可能な面積の上限の範囲内となっています。

工事期間は、本年7月25日から10月30日までを予定しています。

建設事業費は全額、借入金により賄う予定ですが、借入先からの融資証明書等で、資金調達ができる見込みとであることを確認しています。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。

1件目と2件目の案件についてですが、同一事業でありますので、一括して担当委員の説明を求めます。

8 番

8番 長峯です。

本件は、土地改良の受益地ではなく、隣接農地もありません。申請地以外に適した土地もないようです。

現地を確認したところ、農地転用を行うことに、問題はありません。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

7 番 7番 佐久間です。資材置き場ということですが、どういったものを置くのでしょうか。

事務局 議案の説明で申しましたとおり、鉄板、H鋼材ということで申請があったものです。

議 長 他に質疑はございますか。

11番 11番 小野です。
図面に既存建築物とありますが、これは何でしょうか。元々畑に建っていたものということですか。

事務局 堆肥舎で今回の転用とは無関係のもので、規模も小さく転用許可の不要な物件です。特に手は加えず全体を資材置き場として利用する計画です。

議 長 他に質疑はございませんか。
無いようでしたら、質疑を終了し、この案件について採決します。
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員よって、1件目と2件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

11番 11番 小野です。
本件は、農地転用について土地改良区とも調整済で、生活雑排水の水路放流についても同意、許可を得ています。
また、隣接農地所有者へも転用事業について説明しており、問題はありません。
ですが、疑問があります。地目は田ですが、現況畑ということで、どう見ても造成地のように思えます。両隣の土地も地目は田、現況畑というか荒地となっています。どうなのでしょう。
申請上は問題ないと思いますが、以上です。

議 長 小野委員から疑問のありました地目の問題、現況と異なるというのは非常に勉強になる問題かと思えます。これらを踏まえて事務局より説明します。

事務局 登記地目が田、現況が畑ということですが、過去には、減反政策により客土事業を行い、転換畑となった田もあります。また、このような土地は町内に多くあります。もともと造成されていたという問題がありますが、分筆も今回行われるもので、2年前に隣接地の転用で確認した際も転換畑が耕作放棄されたものと判断し、造成目的の違反転用ではないことを確認しています。明日、県担当と現地確認予定です。疑問に思われる造成がされないよう注意していきます。

議 長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員よって、3件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第4 議案第3号 令和2年度 第3次農用地利用集積計画(案)の承認について 上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第3号 令和2年度第3次農用地利用集積計画(案)の承認について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により令和2年度第3次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。

令和2年6月8日提出 横芝光町農業委員 会長 萩原 智夫
次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、新規設定3件、再設定2件 合計5件です。

初めに新規設定ですが、利用権を設定する者は、資料左側の欄に記載のとおりです。

また、3件すべての案件におきまして、利用権の設定を受ける者は、公益社団法人千葉県園芸協会、設定する権利は賃借権となります。利用権を設定する農地ですが、1件目は、目籾字鉢田、畑、全4筆の計5,577㎡、普通畑として利用、設定期間は今年16日から令和12年6月15日

までの10年で、賃借料は10aあたり14,300円を口座振込により支払うものです。

2件目は、篠本字下五町、田、全2筆の計4,056㎡、水稻として利用、設定期間は今年16日から令和12年10月31日までの10年4か月で、賃借料は10aあたりコシヒカリ2俵相当額を口座振込により支払うものです。

3件目は、篠本字下五町、田、1筆、8,293㎡、水稻として利用、設定期間は今年16日から令和12年10月31日までの10年4か月で、賃借料は10aあたりコシヒカリ2俵相当額を口座振込により支払うものです。

2件目と3件目につきましては、土地改良事業による換地後の登記が完了し、新地番等が確定したことにより計画(案)として町から提出されたものです。

次に再設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。設定する権利は2件とも賃借権となります。

利用権を設定する農地ですが、1件目は、北清水字前沼ほか、畑、全3筆、計4,510㎡、普通畑として利用、設定期間は今年16日から令和7年6月15日までの5年で、賃借料は10aあたり10,000円を直接現金で支払うものです。

2件目は、尾垂イ字下根ほか、田、全6筆、計14,249㎡、水稻として利用、設定期間は今年16日から令和12年10月31日までの10年4か月で、賃借料は10aあたりコシヒカリ1.5俵を直接現物で支払うものです。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。

それでは、新規設定の案件について、一括して質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、新規設定について、採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員、よって新規設定については、すべて原案のとおり決定いたしました。次に、再設定の案件について、一括して質疑を許します。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、再設定について、採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員、よって再設定については、すべて原案のとおり決定いたしました。

日程第5 議案第4号 令和2年度第2回農用地利用配分計画(案)の意見について上程します。事務局に、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第4号 令和2年度第2回農用地利用配分計画(案)の意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第3項の規定により、令和2年度第2回農用地利用配分計画(案)が提出されたので、本会の意見を求める。

令和2年6月8日提出 横芝光町農業委員会長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

農用地利用配分計画は、議案第3号の農用地利用集積計画において、新規に利用権の設定を受けた農地を千葉県園芸協会が農地中間管理事業により、農業の担い手へ配分・集積するもので、今回の計画は記載の2経営体を配分先としています。

備考欄に議案第3号の案件番号が記載されており、面積、筆数、地権者数はそれぞれ集計した数値となっています。

次のページからは、経営体ごとの農用地利用配分計画を添付しています。配分される農地の明細と農業経営の状況を添付していますのでご確認ください。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

議長 ただ今、議案第4号の朗読と説明が終わりました。

それでは、農用地利用配分計画について、一括して質疑を許します。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について、採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員よって、議案第四号 農用地利用配分計画(案)については、異議

事務局	<p>ないものとして町長に意見を送付いたします。</p> <p>以上で 提案されました議案の審議は すべて終了しました。慎重審議ご苦労様でした。</p> <p>以上をもちまして、令和2年6月(第3回)定例農業委員会総会を閉会しま す。</p>
-----	---